

入札公告

琉球大学において、下記のとおり物品購入について一般競争に付します。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量 歯科X線撮影装置（購入） 別紙仕様書のとおり

(2) 納入期限 令和2年1月31日

(3) 納入場所 琉球大学医学部附属病院

(4) 入札方法について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格

(1) 国立大学法人琉球大学会計実施規程第14条1項に該当しない者であること。

(2) 国立大学法人琉球大学会計実施規程第13条により平成31年度(令和元年度)に全省庁統一資格九州・沖縄地域の「物品の販売」の「A,B,C又はD」等級に格付けされている者であること。

(3) 調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明したものであること。

(4) 医薬品医療機器等法に基づいて医療機器の販売業の許可を得ていることを証明した者であること。

3. 入札書の受領期限及び場所

令和元年9月18日(水) 17時00分 琉球大学医学部経営管理課調達第一係

4. 入札執行の日時及び場所

令和元年10月9日(水) 10時00分 琉球大学医学部管理棟小会議室

5. 入札に関する問い合わせ先及び資料請求先

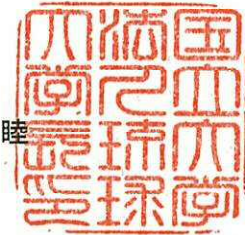
沖縄県西原町字上原207番地
国立大学法人 琉球大学医学部経営管理課調達第一係 (担当:小浜)
TEL 098-895-3331(内2122) FAX 098-895-1091

6. その他

- (1)入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (2) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (4) その他
詳細は、入札説明書による。

令和元年 9月 6日

国立大学法人
琉球大学長 西 田 睦



齒科 X 線撮影装置

仕 様 書

令和 元 年 9 月

国立大学法人琉球大学

I. 調達物品及び構成内訳

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 品名及び数量 | |
| 歯科 X 線撮影装置 | 1 式 |
| (2) 構成内容 | |
| ① 歯科用デジタルパノラマ・セファロ撮影装置部 | 1 式 |
| ② 画像処理装置部 | 1 式 |
| ③ DICOM 接続 | 1 式 |

以上、搬入、据付、配線及び調整等を含む。

II. 技術的要件の概要

1. 本件調達物品に係わる性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は別紙に示すとおりである。
2. 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。
3. 必須の要求要件は、本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
4. 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、入札機器に係る技術仕様書を含む入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

III. その他

1. 技術仕様に関する留意事項

- 1) 提案する機器は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。
- 2) 入札後、モデルチェンジ等の事由が発生した場合には、本学と協議の上、最新の機種を納入すること。
- 3) 入札機器に備えるべき技術的要件で示す「できること」、「有すること」、「可能であること」等の仕様については、納入時点において全て実現していること。

2. 提案に関する留意事項

- 1) 提案が技術的要件を満たしていることを、応札仕様書のどの部分で証明できるかを技術的要件毎に、具体的にかつわかりやすく、資料等を添付し参照すべき箇所を明示すること（技術的要件と入札機器に係る性能等を、対比表を作成して示すこと）。参照すべき箇所が、メーカーの仕様書、説明書、カタログ等である場合は、表中に参照資料番号を記入すると共に、資料中にアンダーラインを付したり、色付けしたり、余白に大きく矢印を付したりすることによって当該部分を明示すること。従って、審査するに当たって提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると本学技術審査委員会が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。
- 2) 提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。
- 3) 提出資料等に関する照会先を明記すること。
- 4) 調達物品は、契約締結時点で医薬品医療機器等法に定められている製造承認を得ている物品であること。

IV. 調達物品に備えるべき技術的要件

歯科用デジタルパノラマ X 線(セファロ撮影機能付き)画像システムは以下の要件を満たすこと。

(性能・機能に関する要件)

1. 歯科用デジタルパノラマ X 線(セファロ撮影機能付き)撮影装置(以下、パノラマ撮影装置)は、以下の要件を満たすこと。

- 1-1 パノラマ撮影装置本体の外形寸法は、幅 2,000mm、奥行 1,350mm、高さ 2,200mm、据え付け面積が 2,60 m²以内であること。
- 1-2 パノラマ撮影装置の使用電力は 100V、消費電力 2.0kVA であること。
- 1-3 パノラマ撮影装置本体の要件
 - ・ CCD センサーによるパノラマおよびセファロ撮影が可能なこと。
 - ・ 撮影時の X 線被曝を低減するため短時間 (パノラマ撮影 8 秒・セファロ撮影 5 秒以下) で撮影可能であること。
 - ・ パノラマ撮影時の患者位置づけについて AF (自動位置づけ) 機能を有すること。
 - ・ 標準パノラマ(標準撮影・顎骨撮影・直交撮影)小児パノラマ(標準撮影・顎骨撮影・直交撮影)上顎洞パノラマ・顎関節 4 分割撮影が可能であること。
 - ・ 各種パノラマ撮影において以下に示すように画像の拡大率を一定に保つ機能を有すること。

パノラマ撮影機能		拡大率	
標準パノラマ	標準・顎骨・直交	1.3 倍一定	1.6 倍一定
小児パノラマ	標準・顎骨・直交	1.3 倍一定	1.6 倍一定
上顎洞パノラマ	後方		1.5 倍一定
顎関節 4 分割		1.3 倍一定	

- ・ パノラマ X 線画像の画質を向上させる機能として DDAE 機能(デジタルダクトアウトエクスポージャー)及び AIE 機能(オートイメージエンハンス)を有すること。
- ・ セファロ撮影時において、撮影部位(軟組織・硬組織)により、CCD カメラの移動スピードが変わり、診断に適切な階調の画像情報を得ることが出来る機能を有すること。

1-4 その他の要件

- ・ 歯科用コンビーム CT へのバージョンアップが可能なこと

2. 画像処理装置部は、以下の要件を満たすこと。

- 2-1 画像処理装置は薬事法に対応していること。
- 2-2 電磁妨害波規格が VCCI クラス B 以上であること。
- 2-3 画像処理装置の OS は Windows 10 Professional 以上、メインメモリ 4GB 以上、CPU : intel Core i3-7100 プロセッサー 3.90GHz 又はこれと同等以上である事。
- 2-4 画像装置本体内にハードディスクを複数実装し、自動データバックアップ機能を有すること。
- 2-5 画像処理装置の外形寸法は W210 mm×D430 mm×H450 mm以下であること。
- 2-6 画像表示装置は 17 インチ以上の液晶モニターであること。
- 2-7 無停電電源装置 (UPS) を備えていること。
- 2-8 ネットワークインターフェース (1000BASE-T 以上) を備えていること。
- 2-9 画像処理機能として以下の機能を有すること。
 - ・ ズーム機能
 - ・ 距離・角度の計測機能
 - ・ エッジ強調機能
 - ・ 白黒反転機能
 - ・ 回転・反転機能

- ・ 画像濃度の計測機能
- ・ 画像インポート・エクスポート機能
- ・ DICOM Storage 機能

3. DICOM 接続の部は以下の要件を満たすこと。

- 3-1 DICOM3.0 に対応していること
- 3-2 歯科用デジタルパノラマ X 線撮影装置は MWM による接続及び DICOM Storage が可能であること。
- 3-3 撮影対象患者の患者情報を取得する手段としてバーコードリーダー又はカードリーダー及びキーボードによる ID 情報の入力が可能であること。
- 3-4 新たに歯科画像データ接続をするあたり、関係機関と充分協議の上、業務に支障をきたさぬよう十分な注意をもって行うこと。

(性能・機能以外に関する要件)

4. 設置条件等は、以下の要件を満たすこと。

- 4-1 設置においては、本学職員と事前協議を十分に行い、琉球大学医学部附属病院に支障なく設置できるよう計画を定めること。
- 4-2 搬入、据付に際しては、建物及び製品の損傷に充分留意し、損傷を与えた場合には、納入業者の責任において補修・修理もしくは原状回復をすること。
- 4-3 装置及び機器等に関しては、定められた仕様通り、及び最適に稼働するよう責任をもって無償で試運転、性能試験等を行うこと。設置後、本装置の使用者に対して取扱方法に関する講習を実施すること。また、操作マニュアルは日本語版を 3 部提供し、操作マニュアル、添付文書は電子媒体でも提供すること。
- 4-4 取り扱い説明に関する教育訓練は、本学が指定する日時・場所で行うこと。又、取り扱い説明に関する教育訓練は、各部所ごとに必要回数実施すること。
- 4-5 本機器の導入に伴い関係省庁等への各種申請が必要である場合、落札後、速やかに申し出、申請に関し協力すること。

5. 保守体制は以下の要件を満たすこと。

- 5-1 通常の使用で発生した故障の修理及び保守点検を実施できる体制であること。
- 5-2 機器の納入後 1 年以内に納品業者の責任による欠陥が生じた場合には、指定する日時までに修理または代品を納品するものとする。また、納品後 1 年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。

6. 障害時支援体制等は、以下の要件を満たすこと

- 6-1 夜間、休日にかかわらず 24 時間体制の連絡網を確立し、障害発生時には、直ちに本院からの連絡が可能である状態とすること。
- 6-2 機器に担当者名と緊急連絡先を表示すること。

7. その他

- 7-1 納入する機器等に係る情報等を本学が指定するテンプレートに入力のうえ提出すること。また、可能な限り、機器に関する資料（パンフレット等）についてもデータで提出すること。